平成２２年（フ）第８１号
千葉県富津市湊17番地
債務者　小島　俊夫
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　並木　　優
4　破産債権の届出期間　平成22年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第８２号
千葉県袖ケ浦市岩井1115番地３
債務者　森竹　和男
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金城未来彦
4　破産債権の届出期間　平成22年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第８３号
千葉県袖ケ浦市岩井1115番地３
債務者　森竹さち子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金城未来彦
4　破産債権の届出期間　平成22年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第８０号
岐阜県瑞浪市寺河戸町1193番地
債務者　牧野　浩之
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾関　栄作
4　破産債権の届出期間　平成22年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１１０号
岐阜県瑞浪市寺河戸町1193番地の４
債務者　牧野　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾関　栄作
4　破産債権の届出期間　平成22年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１６４０号
名古屋市東区泉１丁目18番10号　エルザセンティア久屋207号
債務者　長谷川弘光
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　文彦
4　破産債権の届出期間　平成22年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６号
岩手県釜石市鵜住居町第15地割64番地２
債務者　駒林　　諭
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　　元
4　破産債権の届出期間　平成22年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第９８号
宮城県東松島市矢本西新町８丁目13番　レオパレス矢本210号室、住民票上の住所宮城県石巻市蛇田字境塚18番地５
債務者　佐々木　隆
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉山　直美
4　破産債権の届出期間　平成22年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月15日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第８６３号
広島市南区東雲１丁目19番２号
債務者　福田鉄工こと　福田　安夫
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　　浩
4　破産債権の届出期間　平成22年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月29日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６４号
広島市南区東雲２丁目13番12―407号
債務者　福田　敬三
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　　浩
4　破産債権の届出期間　平成22年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月29日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６５号
広島市南区東雲２丁目13番12―407号
債務者　福田　絹栄
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　　浩
4　破産債権の届出期間　平成22年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月29日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５７号
兵庫県川西市小戸３丁目21番２号
債務者　白藤　　茂
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手塚　祥平
4　破産債権の届出期間　平成22年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月30日午前10時35分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２８７号
大分市大字中判田1688番地の７
債務者　中鶴　　惠
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　貴史
4　破産債権の届出期間　平成22年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月28日午後２時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係